

# 東京地裁における民事調停事件の実情

東京地方裁判所判事

横山 匡輝

## 一 はじめに

東京地裁(本庁)においては、民事第二三部(以下「当部」という。)が専門的に民事調停事件を取り扱っている(ほかに、借地非訟事件も専門的に取り扱っている。)。地裁レベルで本格的に調停事件を取り扱う専門部があるのは、大規模裁判所に限られるが、地裁の調停事件においては、事件の特徴が簡裁のそれとは異なる面も多く、専門部としてこれに対応していく上において、事件処理の手續、在り方等については、日頃、それ相應の工夫を迫られることが少なくない。そこで、民事調停事件の処理の参考までに、当部における民事調停事件の実情を、できる限り客観的な資料に基づいて紹介するとする。

## 二 部の構成等

### 1 部の構成

当部は、裁判官五名(判事二名、特例判事補三名)、書記官六名(主任書記官一名、書記官四名)、事務官四名の合計一五名で構成されている。

### 2 職務分担状況

(一) 裁判官は、いずれも民事調停事件と借地非訟事件を担当している。民事調停事件については、各裁判官が調停主任となり、事件の分配は、原則として順填である。

(二) 書記官は、調停係と借地非訟係に分かれており、

民事調停委員職業別内訳

(平成8年11月1日現在)

職 業 の 別		人 員
一 般		20
弁 護 士	都内弁護士会推せん	71
	その他(退官者等)	10
特 殊 専 門 家	大 学 教 授	10
	医 師	9
	建 築 士	28
	不 動 産 鑑 定 士	42
	コ ン ピ ュ ー タ ー 関 係	3(2)
	機 械 技 術 士	1
	土 木 技 師	1
合 計		195(2)

※ ( )内2名は他庁本務(内数)

## 三 民事調停委員の構成等

1 東京地裁本庁所属の民事調停委員は、平成八年一月一日現在、合計一九五名で、うち二名は、東京簡裁本務である。

2 民事調停委員の内訳は、別紙「民事調停委員職業別内訳」記載のとおり、一般(元裁判所職員、官公庁退職者、現又は元会社役員等)二〇名、弁護士八一名、特殊専門家として、大学教授(民法担当)一〇名、医師(内科、外科、整形外科、小児科、産婦人科、

いずれも主任書記官以下三名で構成されているが、それぞれが他方の係を兼務しているため、書記官全員が民事調停事件を担当している。

齒科、眼科、泌尿器科、皮膚科、放射線科、認定産業医、認定スポーツ医）九名、建築士二八名、不動産鑑定士四二名、コンピュータ関係三名（うち二名は東京簡裁本務）、機械技術士一名、土木技師一名である。

右の内訳から分かるように、当部は、多くの専門分野にわたる専門家調停委員を擁している。

平成九年四月以降は、さらに、公認会計士、税理士、土地家屋調査士を民事調停委員に補充することを予定している。

#### 四 民事調停事件の処理手続

##### 1 新件の受理と民事調停委員の指定

(一) 当部の新件は、申立事件と付調停事件とから成るが、後記のとおり、各事件部（以下「本案部」という。）で調停に付された付調停事件が、年度によって多少異なるが、全体の八五ないし九五パーセントを占めている。

(二) 本案部が事件を調停に付したときは、本案部自ら受訴裁判所として調停手続を進める場合（このような本案部処理事件はわずかである。）のほかは、当部において当該調停事件を処理することになる。

この場合、本案部は、当該調停事件について第一回目の調停期日を定め、これを当事者に告知した上、記録を当部に回して行くのが通常である。そして、本案部は、その際、当部に対し、定型化された付調停連絡メモに、①訴訟がどの段階にあるか、②調停への希望（専門家の意見聴取、当事者の対立感情の緩和、主張・書証の整理、現地検分等）、③調停委員指定の希望、④調停期間についての希望、⑤当事者の対応予想、⑥裁判所の所見等、調停を進める上で有益な連絡事項を必要に応じて記載した上、これを記録と共に送付して行く扱いとなっている。

(三) 各事件は、調停主任裁判官一名と民事調停委員二名以上（通常は二名、場合によっては三名）から成る調停委員会が調停に当たる（民調六条）が、当部において、新件を受理すると、調停主任裁判官は、当該事件の内容を検討するほか、付調停事件については付調停連絡メモ、特に調停委員指定の希望に関する記載を参考にして、民事調停委員を指定することになる。

そして、調停委員二名の場合は、うち一名は、弁護士又は大学教授の法曹有資格者委員を充て、もう一名は、一般有識者又は事件の争点に必要な分野の専門家の委員を充てている。

また、専門家の調停委員を当初から指定できないときや、調停開始後に新たに専門的知識を必要とする争点が生じたときは、専門家の委員の意見聴取制度（民調規一四條）の活用や、調停委員の追加指定も行っている。

##### 2 調停手続の進行

(一) 通常は、調停委員二名又は三名が手続を進行させ、裁判官とは経過表、連絡票等の書面によって進行状況の報告や意見交換等を行っている。裁判官は、期日ごとに事前に記録を検討し、必要な場合には事前又は事後に評議を行い、さらに、著名事件、難航している事件、長期化するおそれのある事件、調停委員から立会いの要望がある事件などについては、随時立ち会っている。

(二) 付調停事件については、訴訟の比較的早い段階で調停に付されることが多いため、事実関係や法律関係について争点の整理が行われていないものが多い。争点によっては、法曹有資格者の調停委員でも、その整理が困難なものがあり、また、調停手続ということで、当事者の中には争点整理を準備書

面の形できちんとしない者も少なくないので、このような場合は、裁判官が積極的に調停に立ち会うようにしている。

なお、当部においては、第一回目の調停期日には必ず裁判官が立ち会うというシステムは採っていない。これは、調停委員のうち一名は必ず法曹有資格者の委員が指定されているので、一律に右のようなシステムを採るべき必要性が必ずしも高くないという理由のほか、第一回目の調停期日は付調停事件については本案部が指定するという事情によるものと思われる。

(三) 建築請負関係事件や賃料改定事件など、調停手続の進行上、現地検分をするのが望ましい事件については、通常は争点整理や資料の整理が終了した段階で、調停委員が積極的に現地検分をし、これを基に、調停案を作成・提示して、当事者を説得するように心掛けていく。そして、このような手続の進め方が、後述するように、その後の民事調停法一七条の調停に代わる決定の活用につながっている。

##### 3 調停終了時の対応

(一) ここ一、二年は、特に、調停が成立する見込みのない場合は、できる限り調停に代わる決定を活用するように心掛けていく。後述するように、その成果が別紙「調停事件新受・既済件数表」の既済事件の内訳欄の調停に代わる決定の割合に現れている。

(二) 付調停事件について調停が不成立の場合には、調停主任裁判官において、調停の経過、不成立となった事情、専門家調停委員の意見等、その後の訴訟（和解を含めて）の進行に有益と思われる事柄をメモに記載し、これを本案部に記録と共に送付する扱いをしている。

調停事件新受・既済件数表

平成4年度～8年度（※平成8年度は10月31日現在）

種別 年度	新受件数	既済件数	既済事件の内訳				既済事件の内訳			
			成立	取下	調停に代わる決定	不成立	6月以内	1年以内	2年以内	2年を超えるもの
4	687 (94)	688	65.26% 449	7.70% 53	7.41% 51(31)	19.62% 135	37.35% 257	37.79% 260	18.02% 124	6.83% 47
5	611 (95)	654	61.16% 400	9.48% 62	9.48% 62(38)	19.88% 130	31.04% 203	40.21% 263	21.56% 141	7.19% 47
6	477 (66)	541	63.22% 342	6.65% 36	5.91% 32(16)	24.21% 131	31.24% 169	39.37% 213	21.26% 115	8.13% 44
7	485 (27)	554	54.87% 304	5.78% 32	14.26% 79(37)	25.09% 139	33.57% 186	33.21% 184	24.73% 137	8.48% 47
8	540 (28)	413	65.62% 271	3.87% 16	11.62% 48(26)	18.89% 78	46.97% 194	27.60% 114	19.13% 79	6.30% 26

※ 新受件数欄の下段( )内数は、全受理件数中の申立事件内数

※ 調停に代わる決定欄の下段( )内数は、異議申立件数

五 調停事件の動向

1 新受事件

(一) 平成四年度ないし八年度（二〇月三十一日現在）の新受件数は、別紙「調停事件新受・既済件数表」の新受件数欄記載のとおりである。

(二) 新受件数のうち、申立事件の割合は、各年度とも五・一パーセント（平成八年度）ないし一五・五パーセント（平成五年度）と少なく、ほとんどが本案部からの付調停事件である。

(三) 新受件数は、平成四年度及び五年度は六〇〇件台でほぼ横ばいであったが（ちなみに、平成三年度も六六七件）、同六年度と七年度は四〇〇件台にまで急減している。これは、当部のある霞が関の東京地裁本庁舎の一部改装に伴い、平成六年七月から平成八年二月まで当部が湯島の分庁舎に移転して執務を行っていたことによる影響が大きいものと思われる。当部が再び霞が関の本庁舎に戻って執務を開始した平成八年三月以降は、新受件数が増加し、平成八年一〇月三十一日現在で五四〇件となっている。これは、年間ベースに引き直すと、六四八件となり、以前の水準に戻っている（なお、平成八年度の新受件数は、最終的に六七一件となっている。）。

なお、新受件数が平成三年度以降六〇〇件台にとどまっておらず、それ以上に増加していないのは、そのほとんどが付調停事件であり、本案部が訴訟事件のうち調停に適すると判断した事件のみを調停に付していることによるものと思われる。

(四) 新受事件の内訳は、別紙「調停事件の種類別新受・既済件数表」の新受欄記載のとおりであり、平成四年度は、宅地建物事件が全体の七〇・〇二パーセントと圧倒的に多かったものが、それ以降次第に

調停事件の種類別新受・既済件数表

【注】☆平成8年度は10月31日現在

☆ 55 66 事件の種類別既済件数 ☆取下等は、調停申立取下、本案の取下、移送を含む。  
 00 14.70 全既済事件に対する事件の種類別件数の割合(%) ☆調停に代わる決定欄の( )内数は、異議申立件数を示す。  
 -----種類別全既済事件に対する終了別の割合(%)

年	新受及び既済	事件種類	民事一般(ノ)		交通(交)		宅地建物(ユ)		商事(メ)		農事(セ)		公害(公)		合計		
			件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)	
平成四年	新受		107	15.57	3	0.44	481	70.02	94	13.68	2	0.29			687	100.00%	
	既済	成立	55	66	71	5	67	336	64	41	100	1			65	449	100.00%
		取下等	8	10			8	40	4	3					7	53	100.00%
		調停に代わる決定	5	6(3)			8	40(23)	7	5(5)					7	51(31)	100.00%
		不成立	31	38	28	2	16	80	23	15					19	135	100.00%
		合計	100	120	100	7	100	496	100	64	100	1			100	688	100.00%
00%	17.44	00%	1.02	00%	72.09	00%	9.30	00%	0.15	%			00%	100.00%			
平成五年	新受		124	20.30	2	0.32	327	53.52	151	24.72	5	0.82	2	0.32	611	100.00%	
	既済	成立	48	57	100	6	62	265	66	71	100	1			61	400	100.00%
		取下等	8	10			11	47	4	5					9	62	100.00%
		調停に代わる決定	5	7(3)			11	47(31)	7	8(4)					9	62(38)	100.00%
		不成立	36	43			15	64	21	23					19	130	100.00%
		合計	100	117	100	6	100	423	100	107	100	1			100	654	100.00%
00%	17.89	00%	0.92	00%	64.68	00%	16.36	00%	0.15	%			00%	100.00%			
平成六年	新受		111	23.27	2	0.42	218	45.70	142	29.77	3	0.63	1	0.21	477	100.00%	
	既済	成立	64	65			64	192	59	81	33	1	100	3	63	342	100.00%
		取下等	6	7			7	21	5	7	33	1			6	36	100.00%
		調停に代わる決定	0	1(0)			8	25(15)	4	6(1)					5	32(16)	100.00%
		不成立	27	28	100	1	19	59	30	42	33	1			24	131	100.00%
		合計	100	101	100	1	100	297	100	136	99	3			100	541	100.00%
00%	18.67	00%	0.19	00%	54.90	00%	25.14	99%	0.55	00%	0.55	00%	00%	100.00%			

		新受及び 既済種別	事件 種別	民事一般 (ノ)	交 通 (交)	宅地建物 (工)	商 事 (メ)	農 事 (セ)	公 害 (公)	合 計						
平成 七年	済	新 受		132 27.22	2 0.41	189 38.97	160 32.99	2 0.41		485 100.00%						
		成 立	56 49	74 24.34	50 00	1 0.33	58 20	142 46.71	48 82	83 27.30	57 15	4 1.32	54 87	304 100.00%		
		取 下 等	4 58	6 18.75			7 38	18 56.25	4 71	8 25.00			5 78	32 100.00%		
		調停に 代わる決定	10 69	14(8) 17.72			15 57	38(19) 48.10	15 29	26(9) 32.91	14 28	1(1) 1.27	14 26	79(37) 100.00%		
		不 成 立	28 24	37 26.62	50 00	1 0.72	18 85	46 33.09	31 18	53 38.13	28 57	2 1.44	25 09	139 100.00%		
		合 計	100 00%	131 23.65	100 00%	2 0.36	100 00%	244 44.04	170 30.69	7 1.26	%	100 00%	554 100.00%			
平成 八年	済	新 受		128 23.70		190 35.19	219 40.56	3 0.55		540 100.00%						
		成 立	60 38	64 23.61	100 00	1 0.37	63 01	92 33.95	71 07	113 41.70	100 00	1 0.37	65 62	271 100.00%		
		取 下 等	0 94	1 6.25			8 91	13 81.25	1 26	2 12.50			3 88	16 100.00%		
		調停に 代わる決定	13 21	14(9) 29.17			12 33	18(9) 37.50	10 06	16(8) 33.33			11 62	48(26) 100.00%		
		不 成 立	25 47	27 34.61			15 75	23 29.49	17 61	28 35.90			18 88	78 100.00%		
		合 計	100 00%	106 25.67	100 00%	1 0.24	100 00%	146 35.35	159 38.50	1 0.24	%	100 00%	413 100.00%			
合 計	済	新 受		602 21.50	9 0.32	1405 50.18	766 27.36	15 0.54	3 0.10	2800 100.00%						
		成 立	56 70	326 18.46	76 47	13 0.47	63 95	1027 58.15	61 16	389 22.03	61 54	8 0.45	100 00	3 0.17	61 97	1766 100.00%
		取 下 等	5 91	34 17.09			8 65	139 69.85	3 93	25 12.56	7 69	1 0.50			6 98	199 100.00%
		調停に 代わる決定	7 30	42(23) 15.44			10 46	168(97) 61.76	9 59	61(27) 22.43	7 69	1(1) 0.37			9 54	272(148) 100.00%
		不 成 立	30 09	173 28.22	23 53	4 0.65	16 94	272 44.37	25 32	161 26.27	23 08	3 0.49			21 51	613 100.00%
		合 計	100 00%	575 20.18	100 00%	17 0.60	100 00%	1606 56.35	636 22.32	13 0.45	100 00%	3 0.10	100 00%	2850 100.00%		

減少し、平成八年度は三五・一九パーセントと、商事事件の四〇・五六パーセントより少なくなっているのが注目される。これは、平成四年度以降、不動産市況が低迷していること及び平成四年八月一日施行の改正民事調停法二四条の二により土地建物の賃料増減額請求事件について調停前置主義が採られたこと（当部の場合は、前記のとおり付調停事件が大部分を占めている。）と関係しているように思われる。これとは対照的に、商事事件は、平成四年度以降次第に増加し、右のとおり平成八年度は宅地建物事件を逆転しているが、商事事件の中には建築請負事件（請負代金の請求事案）が多く含まれており、建築請負事件の増加が商事事件の増加に寄与しているものと思われる。

## 2 既済事件

(一) 平成四年度ないし八年度（一〇月三十一日現在の既済件数は、別紙「調停事件新受 既済件数表」の既済件数欄記載のとおりである。

平成四年度から七年度までは、各年度とも、既済件数が新受件数を上回っているが、平成八年度は、既済件数が新受件数を下回っている。これは、平成八年度に入ってからの新受件数の大幅な増加に既済件数が追い付かないためと思われる。

(二) 既済事件の内訳を見ると、同表の既済事件の内訳欄記載のとおり、調停成立の割合は、平成七年度の五四・八七パーセントを除き、各年度とも六五パーセント前後と高い割合となっている。

調停が成立したものに取下げと調停に代わる決定のうち確定したものを加えた実質的解決率を見ると、平成七年度は六八・二三パーセントであるが、そのほかの年度は、いずれも七二・八二（平成六年度ないし七五・八七パーセント（平成四年度）と、七〇

パーセント台半ばの高い割合となっている。

(三) 調停に代わる決定の割合は、平成四年度から六年度までは、いずれも五・九一ないし九・四八パーセントのけた台にとどまっているが、平成七年度は一四・二六パーセント、同八年度は一・六二パーセントと、二けた台の高い割合となっている。これは、ここ一、二年、調停に代わる決定の積極的な活用を試みている当部の方針が反映されつつあるものといえよう。なお、平成七年度及び八年度においては、事件数としては一件であるが原告数は一〇名前後のワラント取引関係事件が多数係属しており（全体として集団訴訟を形成している）、これらの事件については、原告一名ごとに調停に代わる決定をしているので、実際の調停に代わる決定の数は、統計上の数字を大きく上回るものと思われる。

また、調停に代わる決定の確定の割合は、平成四年度と五年度は三九・二二パーセントあるいは三八・七〇パーセントと若干低かったが、そのほかの年度では、いずれも四〇パーセント台半ばから五〇パーセント台になっており、調停に代わる決定が民事紛争の解決に大きな役割を果たしていることがうかがわれる。

(四) 既済事件の係属期間を見ると、六か月以内のものが三〇パーセント台（平成八年度は四六・九七パーセント）であり、一年以内のものを合わせると、全体の六六・七八（平成七年度）ないし七五・一四パーセント（平成四年度）の事件が一年以内に終了している。

一年を超える事件も相当の割合があるが、これは、付調停事件の中には、建築請負関係事件や相続がらみの共有物分割事件のように、複雑困難なものが多い数含まれていることによるものと思われる。

(五) 調停事件の種類別に既済事件を見ると、別紙「調停事件の種類別新受・既済件数表」の既済欄記載のとおり、調停成立の割合は、平成四年度と五年度は宅地建物事件と商事事件がいずれも六〇パーセント台半ばと高いのに対し、民事一般事件は五五・〇〇パーセントあるいは四八・七二パーセントと比較的低かったが、その後は一時商事事件が四〇パーセント台にまで低下するなど、全体として平均化しており、平成四年度ないし八年度の平均では、民事一般事件が若干低いものの、それほど有意の差は生じていない。

また、調停に代わる決定の割合は、いずれの年度も宅地建物事件が最も高く、平成四年度ないし八年度の平均で一〇・四六パーセントとなっているが、これは、宅地建物事件のうちの代表的な賃料改定事件が調停に代わる決定に親しむ性質を有していることによるものと思われる。

## 3 係属事件

平成八年一〇月三十一日現在の係属事件数は合計四九九件であり、その内訳は、民事一般事件二三〇件、交通事件〇件、宅地建物事件一八一件、商事事件一八五件、農事事件三件、公害事件〇件である。

（よこやま まさてる）